

令和元年9月13日

介護サービス事業所各位

奈良市福祉部介護福祉課
給付係

消費税引上げに伴う介護保険給付の取り扱いについて

消費税10%への引き上げに合わせ、令和元年10月より介護報酬が改定となります。
それに伴い、以下の介護給付の取り扱いについてご留意くださるようお願い申し上げます。

1 消費税引上げに伴う区分支給限度基準額の見直し等について

(1) 居宅介護（予防）サービス費等区分支給限度基準額

令和元年10月以降の消費税率10%への引き上げに伴い、居宅介護（予防）サービス費等区分支給限度基準額が、令和元年10月1日より以下のとおり改定されます。

要介護状態区分	改定前	改定後
要支援1	5,003単位	5,032単位
要支援2	10,473単位	10,531単位
要介護1	16,692単位	16,765単位
要介護2	19,616単位	19,705単位
要介護3	26,931単位	27,048単位
要介護4	30,806単位	30,938単位
要介護5	36,065単位	36,217単位

(2) 介護保険被保険者証の区分支給限度基準額について

区分支給限度基準額の見直しに伴い、被保険者の「介護保険被保険者証」の区分支給限度基準額欄の記載を修正すべきところではありますが、令和元年9月30日以前に交付した介護保険被保険者証については再交付を行ないませんので、交付済みの介護保険被保険者証については、改定前の区分支給限度基準額を改定後の区分支給限度基準額に読み替えることで対応をお願いします（※）。

なお、認定有効期間の開始が令和元年10月1日以降となる更新申請の場合、9月24日以降に交付する介護保険被保険者証については、改定後の区分支給限度基準額を記載することとなります。さらに、令和元年10月1日以降に交付するものについては、改定後の区分支給限度基準額を記載して発行しますので、ご了承ください。

※この取り扱いは令和元年7月8日付け、厚生労働省老健局介護保険計画課・老人保健課発出の事務連絡「消費税引き上げに伴う区分支給限度基準額の見直しに関する介護保険被保険者証の取扱いについて」に基づく。

(3) 令和元年10月施行版介護給付費単位数等サービスコード表について

WAM-NET (<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>) に掲載されておりますのでご確認ください。

トップ>介護>行政情報(介護)>システム関連>国保連インターフェース>介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(令和元年8月6日事務連絡)>資料2 介護給付費単位数等サービスコード表(令和元年10月施行版)>介護サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス

2 消費税引き上げに伴う居宅介護(予防)住宅改修の支給申請書の手続き等について

(1) (介護予防) 特定福祉用具販売について

福祉用具の販売については、引き渡し日(納品日)が令和元年10月1日以降となるものについては消費税率を10%として取り扱いますので、10月以降の申請で、消費税が8%になるものについては以下のように取り扱います。

引き渡し(納品)が9月で、領収書の日付が10月以降になる場合は、引き渡し日(納品日)が判断できるように、領収書の但し書きに納品日を明示するか、もしくは申請書の余白に「納品日：〇月〇日」と記載するものとする。

(2) 居宅介護(予防)住宅改修について

工事完了日が令和元年10月1日以降となるものは、消費税率を10%として取り扱います。

消費税率の切替日前後の申請については以下のように取り扱います。

ア) 工事が令和元年9月30日以前に完了する見込みである場合

事前申請時、消費税8%で計算した見積書を提出するものとする。

ただし、工事が遅延し、10月以降に工事が完了した場合には10%が適用されますので、事後申請時には10%で計算した見積書を提出してください(事前申請書の再提出は不要です)。

尚、工事完了日に伴う増税分の支払いについては、利用者との間でトラブルが

生じないように、事前に説明をしておく等、留意のほどお願いします。

イ) 工事が令和元年10月1日以後に完了する見込みである場合

事前申請時、消費税10%で計算した見積書を提出するものとする。

ただし、工事が9月30日以前に完了した場合には、8%が適用されますので、事後申請時には8%で計算した見積書を提出してください（事前申請書の再提出は不要です）。また、9月30日までに完了したかどうかは、工事完了写真の日付で確認を行います。

(3) (介護予防) 特定福祉用具販売及び居宅介護（予防）住宅改修に係る支給限度額について

消費税率引き上げに伴う支給限度額（福祉用具：同一年度で10万円、住宅改修：同一の住宅で20万円）の変更はありません。

3 消費税引き上げに伴う（介護予防）福祉用具貸与価格の上限の引き上げについて

平成30年10月より、商品ごとの全国平均貸与価格および貸与価格の上限が設定・公表され、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない場合は、福祉用具貸与費は算定しないこととなっていますが、今般の消費税率10%への引き上げに伴い、その福祉用具貸与価格の上限についても、引き上げられます。

令和元年10月サービス提供分以降の（介護予防）福祉用具貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)